

2024年8月

発行登録追補書類に記載の事項

トヨタ モーター クレジット コーポレーション
2029年7月満期 米ドル建社債

トヨタ モーター クレジット コーポレーション
2029年7月満期 豪ドル建社債

トヨタ モーター クレジット コーポレーション
2029年7月満期 ニュージーランドドル建社債

本書及び本社債に関する2024年8月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2024年8月23日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。

【発行登録追補書類番号】 5 - 外1 - 3

【提出日】 2024年8月23日

【今回の売出金額】 トヨタ モーター クレジット コーポレーション
2029年7月満期 米ドル建社債
10億7,909.8万米ドル(円貨相当額1,569億1,164.018万円)

トヨタ モーター クレジット コーポレーション
2029年7月満期 豪ドル建社債
2億7,200.2万豪ドル(円貨相当額266億7,795.616万円)

トヨタ モーター クレジット コーポレーション
2029年7月満期 ニュージーランドドル建社債
3,035.4万ニュージーランドドル(円貨相当額27億1,698.654万円)

(株式会社三菱UFJ銀行が発表した2024年8月22日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1米ドル=145.41円、1豪ドル=98.08円及び1ニュージーランドドル=89.51円の換算レートで換算している。)

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
5 - 外1 - 1	2023年7月19日	1,485億5,006.536万円	該当事項なし	該当事項なし
5 - 外1 - 2	2024年1月23日	1,277億7,144.746万円	該当事項なし	該当事項なし
実績合計額		2,763億2,151.282万円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額－実績合計額－減額総額) 1兆2,236億7,848.718万円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】 該当事項なし

(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

＜トヨタ モーター クレジット コーポレーション 2029年7月満期 米ドル建社債、トヨタ モーター クレジット コーポレーション 2029年7月満期 豪ドル建社債及びトヨタ モーター クレジット コーポレーション 2029年7月満期 ニュージーランドドル建社債に関する情報＞

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)]

米ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	10億7,909.8万米ドル
売出価額の総額	10億7,909.8万米ドル
利率	年率4.00%

豪ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	2億7,200.2万豪ドル
売出価額の総額	2億7,200.2万豪ドル
利率	年率4.22%

ニュージーランドドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	3,035.4万ニュージーランドドル
売出価額の総額	3,035.4万ニュージーランドドル
利率	年率4.15%

2 【売出しの条件】

社債の概要

1 利息

米ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2024年9月4日(当日を含む。)から2029年7月18日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年1月18日及び7月18日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき20.00米ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2025年1月18日に、2024年9月4日(当日を含む。)から2025年1月18日(当日を含まない。)までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000米ドルの各本社債につき14.89米ドルとする。

豪ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2024年9月4日(当日を含む。)から2029年7月18日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年1月18日及び7月18日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき21.10豪ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2025年1月18日に、2024年9月4日(当日を含む。)から2025年1月18日(当日を含まない。)までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000豪ドルの各本社債につき15.71豪ドルとする。

ニュージーランドドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2024年9月4日(当日を含む。)から2029年7月18日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年1月18日及び7月18日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000ニュージーランドドルの各本社債につき20.75ニュージーランドドルである。ただし、最初の利息の支払は、2025年1月18日に、2024年9月4日(当日を含む。)から2025年1月18日(当日を含まない。)までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000ニュージーランドドルの各本社債につき15.45ニュージーランドドルとする。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第2 【参照書類の補完情報】

上記の参照書類である有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2024年8月23日)までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係るTMCCの判断に変更はない。

以 上